

久喜市議会

令和2年11月定例会

議員提出議案

議 案 目 録

意見第 12 号	新型コロナウイルス感染症に係る地域医療体制堅持のための 財政措置を求める意見書	1
意見第 13 号	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	3
意見第 14 号	核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書	5
意見第 15 号	性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書	7

意見第12号

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療体制堅持のための財政措置を求める
意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年12月8日

提出者 久喜市議会議員
園部茂雄
賛成者 久喜市議会議員
上條哲弘
岡崎克巳
杉野修
田村栄子
川辺美信

久喜市議会議長 春山千明 様

新型コロナウイルス感染症に係る地域医療体制堅持のための財政措置を求める
意見書

新型コロナウイルス感染症については、本年5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく緊急事態宣言が解除され、本市においても法に基づく施設に対する協力要請が全て解除されるなど、終息に向かいつつあったが、秋以降に新規感染者が増加傾向にあり、全国的に過去最多を記録し予断を許さない状況にあります。

このような状況の中で今後は、感染拡大の到来に備えるために、万全の体制を整備しなければなりません。

国は新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診察する医療機関に対しては、総額2兆円を原資に、設備整備費等補助事業、支援金支給事業で支援しているが、その支援の対象外となる医療機関では、新型コロナウイルス感染対策により、他の感染症の流行がなく、その上に医療機関への診療控え等による患者数の減少と新型コロナウイルス感染対策による経費増により、医療機関は厳しい経営状況に陥っています。

医療機関の中でも、日本小児科医会の小児科診療所経営実態では、全国平均で前年同月比約50%減となり、厳しい経営状態が続き、今後もこの状況が続くと、日本から身

近なかりつけ小児科医が消えて、地域の子ども達への医療保健行政が回らなくなることから、9月に緊急支援の要望書を国に提出しています。

新型コロナウイルスの流行時より、赤字経営となり、経営を継続するため、新型コロナウイルス感染症特別融資を活用している医療機関もあります。

新型コロナウイルス感染症の終息が来年まで続く様であれば、閉院や倒産が発生し、地域医療のバランスが崩れ、地域医療崩壊を招き、市民生活に大きな支障を来す事態になりかねません。

よって国においては、新型コロナウイルス感染症の更なる大流行到来に備えた万全の地域医療体制堅持と地域医療の崩壊を防止するため、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 医療機関への新型コロナウイルス感染症患者の受け入れを行っていない医療機関に対して、過去の平均収入との差額を補填するとともに、緊急融資などを更に充実させ、経営を改善できるようにすること。
2. 医療機関の倒産などにより地域医療に支障が生じることのないよう、医療機関に対する「持続化給付金」、「家賃支援給付金」等の支給対象要件の緩和、更なる支援を実施すること。
3. 各種医療関連団体からの要望書を精査し、診療報酬の見直し、小児科医会の要望などの、特別措置を行い、コロナ禍でも医療体制を堅持できる制度設計を実施し、地域医療が崩壊しないように財政措置を更に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣
財務大臣 あて
厚生労働大臣

意見第13号

同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年12月8日

提出者 久喜市議会議員

猪股和雄

上條哲弘

岡崎克巳

杉野修

田村栄子

久喜市議会議長 春山千明 様

同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書

政府は本年2月14日の閣議で、「婚姻を定めた憲法第24条において、同性婚の成立を認めることは想定されていない」とし、「現時点で導入を検討していないため、具体的な制度を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていない」と説明しています。

わが国には多くの同性のカップルが婚姻に相当する生活を営んでいます。しかし法律上は「同性婚」の制度が存在しないため、相続や財産の処分、医療同意や付き添い、アパートの入居、扶養、教育や福祉施設における保護者手続きなど、さまざまな場面で、「婚姻」と認められないがための不利益を受けています。

現在までに全国各地の自治体で「同性パートナーシップ制度」が導入され、大きく広がっています。同制度によって一定の「生きづらさ」の改善は進んでいますが、いまだに根本的な解決や不利益の解消にはつながっていません。「家族」として生活を営む同性のカップルにとって、「婚姻」として認知してほしいという願いは当然のものと言わなければなりません。

日本国憲法制定時においては性の多様性や同性婚は想定されていませんでした。しかし今や、行政の責務として、性の多様性が尊重され差別や偏見のない社会が実現されるよう、性的マイノリティに対する理解を拡げていくことが掲げられ、実行されてきています。「同性パートナーシップ制度」はすでに全国60余自治体、全人口の約30%が居住する地域で実施され、今後も拡大していくことは確実です。

社会的にも性的マイノリティについての理解は大きく広がっており、制度としての「同性婚」について、「検討も行っていない」から「議論する」段階へと進むことが今、求められています。

よって国におかれては、同性婚の法制化に関する議論を促進され、早期に結論を示すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
法 務 大 臣

意見第14号

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年12月8日

提出者 久喜市議会議員

石 田 利 春

猪 股 和 雄

平 間 益 美

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

本年8月、広島・長崎への原爆投下から75年を迎えました。被爆者は長年にわたり、筆舌に尽くしがたいその体験を人々に伝え、核兵器が人類とは共存できないことを訴え続けてきましたが、核兵器の廃絶に向けた核軍縮の取り組みは遅々として進んでいません。

2017年（平成29年）7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准国が、2020年10月50か国に達し、2021年1月22日に条約が発効することとなりました。

このことは、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という被爆者の思いや平和を願う多くの人々の声が国際社会を大きく動かししたものです。また、人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大いなる一歩となるものです。一方、核兵器を保有する国や核の傘の下にある国々は核兵器禁止条約に反対している状況にあり、今後、核兵器禁止条約を包括的で実効性の高いものにしていくことが大きな課題となっています。

国内の1,733都市を含む世界164か国・地域の7,900を超える都市で構成し久喜市も加盟する平和首長会議は、核兵器禁止条約の発効が確実となったことを受け、条約の効果的な運用と発展に向けた議論への参画及び締約国会合への参加を要請する書簡を核保有国及びその同盟国などへ送っています。

核兵器は絶対に使用してはならない究極の大量破壊兵器であり、核兵器の廃絶は世界中の人たちの切なる願いです。

唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っています。日本政府は、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を訴える一方で、「核軍縮は核保有国とともに段階的に進めるべきだ」としていますが、これでは核兵器の廃絶の実現は困難であり、国民世論にも背を向けるものと言わざるを得ません。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器禁止条約が発効することを見込んで、下記の事項を行動に移すことにより、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

記

1. 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加すること。
2. その上で、核兵器保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣

意見第15号

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2020年12月8日

提出者 久喜市議会議員
杉野 修
渡辺 昌代
石田 利春

久喜市議会議長 春山千明様

性犯罪における刑法の更なる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪です。その悪質性や重大性から現行の刑法の規定では不十分として、2017年6月、性犯罪に関する刑法が大幅改正されました。このことで、強姦罪を強制性交罪へと名称を変更し、また、懲役の下限を5年に引き上げることや非親告罪化するなどの大きな改正が行われました。しかし同時に、「強制性交罪」の成立要件として「脅迫・暴行」を伴うことが必要とされるなど、不十分な内容があるとして「施行後3年を目途に」「所要の措置を講ずること」とされました。

改正によって改正前より多くの事例が犯罪として認定されるようになりました。しかし実際の裁判では、加害者側が無罪となる判決が相次いだことで、社会問題化にもなっています。最近は、「#MeToo」運動の世界的な高まりの中、勇気を出して、当事者を含め多くの人たちが声を上げ始めています。

現行の課題としては、日本での性交同意年齢は13歳となっており、他の先進国と比べて低年齢です。このために13歳以上の被害者が「暴行・脅迫があったこと」や「どの程度抵抗したか」などを説明しなければならず、立証のハードルが極めて高いものとなっています。この点について国連では、日本に対して年齢の引き上げ勧告の所見を採択しています。

本年は法改正後の再検討が求められている年です。国会及び政府が、被害者救済の視点に立ってより良い制度実現のために議論を開始し、下記の通り、性犯罪に関する刑法の早急な改正を行うよう強く求めます。

記

1. 強制性交等罪、準強制性交等罪の成立要件を「不同意」のみとすること。
2. 性交同意年齢を引き上げること。
3. 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の適用範囲を18歳以上に拡大すること。
4. 現行では、軽犯罪法又は迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為については、刑法に位置づけること。
5. 公訴時効期間の延長又は撤廃をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
法務大臣